

# 中小企業者の皆さまへ



令和6年度

## 岐阜県中小企業

# 資金融資制度

## のご案内

### 県制度融資は

- ・長期固定の低金利です!
- ・信用保証料の一部を県が負担します!

令和6年4月1日から次の資金を変更・拡充しました。

- 「経営者保証非提供資金」を創設
  - ・一般資金に、保証料率を上乗せすることにより、経営者保証を不要とできる資金を創設 (R6.3.15先行実施済)
- 「SDGs推進資金」の要件を変更・拡充
  - ・「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」登録者を融資対象者に追加。(「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク登録事業者は融資対象者から削除。)
  - ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している者を融資対象者に追加。(R6.1.12先行実施済)
- 「創業支援資金」の要件を拡充
  - ・「ぎふプライムスタートアップ」に認定されている者を融資対象者に追加し、融資限度額、据置期間等を拡充。(R5.12.1先行実施済)
- 「経済変動対策資金」及び「返済ゆったり資金」の要件緩和の継続
  - ・据置期間を2年以内に延長するとともに、経済変動対策資金の運転資金の償還期間を10年以内に延長する緩和措置を継続。

### 岐阜県商工労働部商業・金融課(資金融資係)

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1岐阜県庁10階  
TEL 058-272-8374(直通) TEL 058-272-1111(代表) 内線3646, 3647

岐阜県融資制度

検索

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html>

### 融資に関するご相談・お申し込みは県内の取扱金融機関へ

※このパンフレットは融資制度をお知らせするものです。融資対象要件を満たしている場合であっても、金融機関、県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

## 県制度融資の対象となる方

### 岐阜県内に事業所または工場があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合

(ただし、事業歴1年未満の方や、岐阜県内で新たに開業される方を対象とした資金もあります。)

◆中小企業者 ・「資本金」が「常時使用する従業員数」のうち、どちらか一方が適合していれば対象となります。ただし、次の業種については以下のとおりです。

業種	資本金	従業員数	業種	資本金	従業員数
小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
製造業等(建設業・運輸業等を含む)	3億円以下	300人以下			

◆組合 ・事業協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等

### ◆次の方は、対象となりません

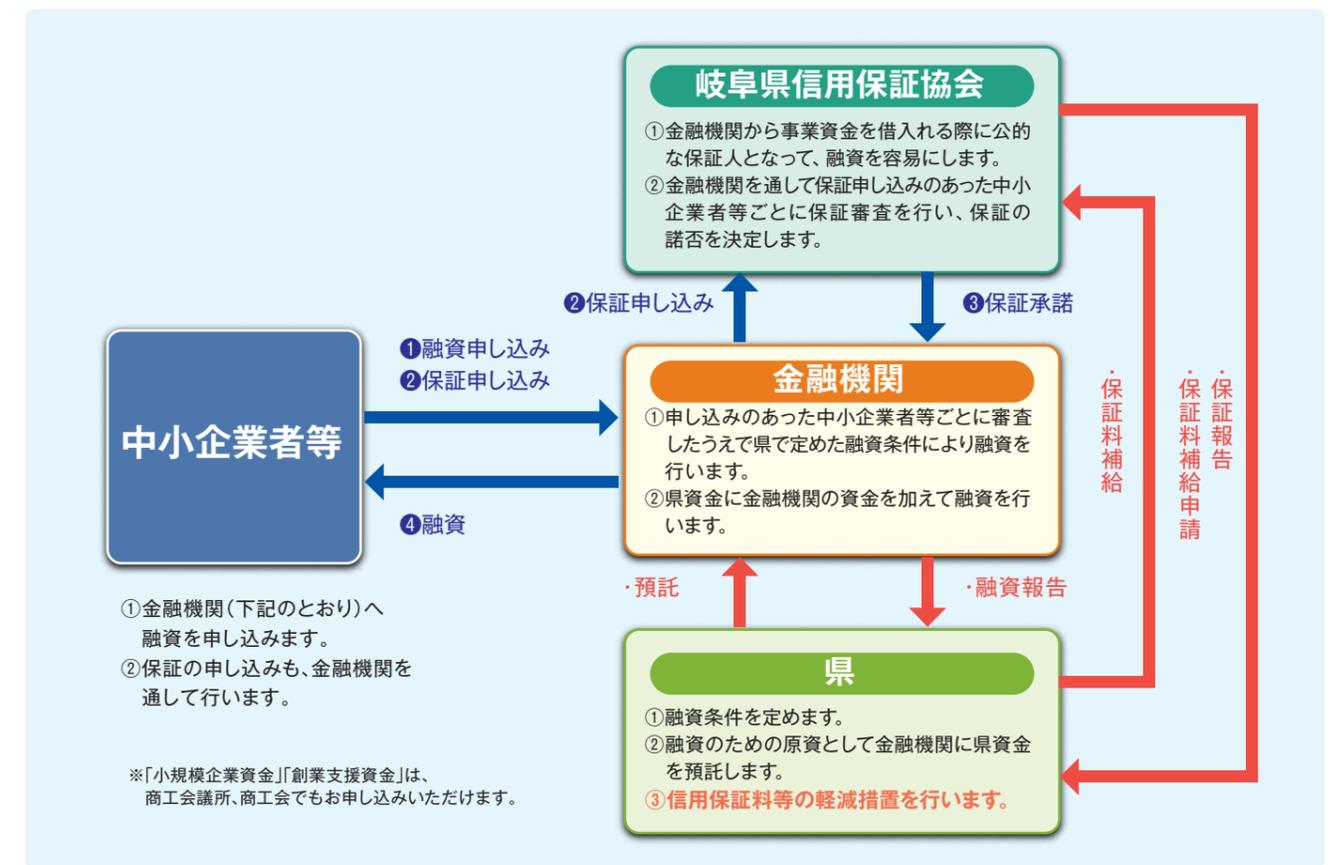
- ・農林漁業、金融業、遊興飲食業のうち公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある業種などを営む方
- ・宗教法人、学校法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人等(ただし、従業員300人以下の、医療法人及び医業を主たる業とする社会福祉法人、社団法人、財団法人についてはこの限りでない)
- ・銀行取引停止処分中の方
- ・休眠会社、休眠組合
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者等

清流の国ぎふ

金融ミナモ

## 県制度融資のしくみ・お申し込み方法

県・金融機関・県信用保証協会が協力し、金融機関を通じて融資を行います。



## 融資のお申し込み・ご相談は

下記金融機関の県内本支店で行っています。手続方法は、金融機関所定です。(令和6年4月1日現在)

(取扱金融機関の県内本支店で口座を持たない又は取扱金融機関の県外本支店と既に事業性のある与信取引を有している中小企業者等に限り、当該取扱金融機関の県外本支店での取扱が可能です。)

- ・銀行 …………… 三菱UFJ\*、三井住友、十六、大垣共立\*、北陸\*、滋賀、八十二、富山第一、愛知\*、名古屋、三十三
- ・信用金庫 …………… 岐阜\*、大垣西濃、高山、東濃、関、八幡、尾西、桑名三重
- ・信用組合 …………… 岐阜商工、飛驒、イオ、益田、近畿産業、岐阜県医師
- ・商工組合中央金庫
- ・農業協同組合 …………… ぎふ(本店)、西美濃(本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店)、いび川(本店)、めぐみの(関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店)、陶都信用(本店)、東美濃(本店)、飛驒(本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店)
- ・岐阜県信用農業協同組合連合会(本所)

\*印の金融機関には、利用者の方の利便性を考慮し、例外的に県制度融資の取扱いが可能となっている県外支店があります。

## 融資お申し込みの際の提出書類について

県制度融資のお申し込みに必要な書類については、金融機関所定となっています。

提出していただいた書類については、以下の目的に利用します。

- ・金融機関での融資審査
- ・県信用保証協会での保証審査
- ・県制度融資の対象者であることの確認(金融機関・県)
- ・県での県制度融資の統計、予算資料等の作成
- ・県信用保証協会が県に対して行う保証料補給の申請
- ・金融機関が県に対して行う利子補給申請